千代田町植木の里マスコットキャラクター樹里ちゃん着ぐるみ貸出要

綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、千代田町植木の里マスコットキャラクター樹里ちゃんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すことにより、「千代田町植木の里」を広くＰＲするため、着ぐるみの貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（着ぐるみの貸出体数）

第２条　着ぐるみの貸出体数は、１体とする。

（着ぐるみの貸出し）

第３条　町長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、次に掲げるものが企画又は実施するイベント等で、適当と認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(1)　町内在住の者

(2)　主たる活動拠点が町内に存在する団体

(3)　町内に事業所又は営業所が存在する法人

(4)　その他公共性が高く町のＰＲにつながると町長が特に認めるもの

２　着ぐるみの貸出期間は、貸出日から返却日を含めて７日以内とする。

３　着ぐるみの貸出回数は、１月につき１回までとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの申請）

第４条　着ぐるみの貸出しを希望する者は、あらかじめ千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の申請書は、借受けしようとする日の６箇月前の日（その日が千代田町の休日を定める条例（平成元年千代田町条例第９号）第１条に規定する町の休日（以下「町の休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の町の休日でない最初の日）から３日前の日（町の休日を除く。）までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの承認等）

第５条　町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認書（様式第２号。以下「承認書」という。）により着ぐるみの貸出しを承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸出しを承認しないものとする。

(1)　町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるとき。

(2)　着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(3)　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4)　特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。

(5)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に掲げる営業に該当するとき。

(6)　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業に関するとき。

(7)　申請者又は関係役員等が千代田町暴力団排除条例（平成２４年千代田町条例第１４号）第２条第３号に規定する暴力団員等に該当するとき。

(8)　その他、町長が着ぐるみの貸出しについて不適当であると認めるとき。

２　町長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

３　町長は、第１項各号のいずれかに該当する場合は、千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認書（様式第３号）により通知するものとする。

（使用料）

第６条　着ぐるみの使用料は、無料とする。

（貸出方法等）

第７条　着ぐるみの貸出し及び返却は、千代田町役場において行うことを原則とする。

２　借受者は、着ぐるみを返却するときは、千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ使用完了報告書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第８条　借受者は、承認を受けた用途、貸出期間その他特に付した条件を遵守しなければならない。

（承認の取消し等）

第９条　町長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

２　町長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第１０条　借受者が着ぐるみを破損又は汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

（町の免責）

第１１条　着ぐるみの貸出しにより、借受者が被った損害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、町は一切その責めを負わない。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書

年　　月　　日

　千代田町長　　様

申請者　住所

氏名

(名称及び代表者名)

電話

　下記のとおり、千代田町植木の里マスコットキャラクター樹里ちゃんの着ぐるみを借受けたいので申請します。

　なお、着ぐるみの借受け、使用及び汚損時の原状回復については、「千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱」に従います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| イベント名 | 　 |
| イベント内容 | 　 |
| 使用方法 | 　 |
| 使用場所 | 　 |
| 借受日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 使用期間 | 　　　　　日間　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 返却日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 連絡先 | 【担当者】氏名　　　　　　　　　　℡ |

※イベント内容がわかる資料があれば添付してください。

様式第２号（第５条関係）

千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

千代田町長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　　月　　　日付けで申請のありました千代田町植木の里マスコットキャラクター樹里ちゃんの着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 承認番号 | 　 |
| 貸出期間 | 　貸出日　　　　　年　　　　月　　　　日　使用期間　　　　年　　　　月　　　　日から　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日まで　返却日　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 付記事項 | ・「千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書」の申請内容どおりに使用すること。・「着ぐるみ装着について」に従って使用すること。 |

様式第３号（第５条関係）

千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

千代田町長　　　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　　月　　　日付けで申請のありました千代田町植木の里マスコットキャラクター樹里ちゃんの着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 不承認根拠 | 　千代田町植木の里マスコットキャラクター樹里ちゃん着ぐるみ貸出要綱第５条第１項第　　号に該当。 |
| 不承認理由 | 　 |

様式第４号（第７条関係）

千代田町植木の里マスコットキャラクター着ぐるみ使用完了報告書

年　　月　　日

　千代田町長　様

申請者　住所

氏名

(名称及び代表者名)　　　　　　　　　　　㊞

電話

　　　年　　　月　　　日付けで承認のありました千代田町植木の里マスコットキャラクター樹里ちゃんの着ぐるみの貸出しについて、イベントが終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| イベント名 | 　 |
| イベント内容 | 　 |
| 使用場所 | 　 |
| 参加人数 | 　　　　　　　　　　　　　名 |
| 使用日 | 　　　　年　　　　月　　　　日(　　　) |

活動内容

※活動内容がわかる写真(1～3枚)を添付してください。

|  |
| --- |
| 　当日の様子 |

※この内容について、後日、千代田町公式ホームページに掲載させていただく場合がありますので、ご了承ください。